

入札公告

西ノ島町スクールバス運行管理業務（以下「本件業務」という。）について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、西ノ島町財務規則（昭和33年西ノ島町規則第1号、以下「財務規則」という。）第83条に基づき公告します。

令和8年2月24日

西ノ島町長 坂 栄 一 秀

記

1. 担当課 西ノ島町教育委員会
〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4
TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-0683
Email: kyouiku@town.nishinoshima.shimane.jp

2. 一般競争入札に付する事項

| | |
|--------|------------------------------|
| 業務名 | 西ノ島町スクールバス運行管理業務 |
| 業務場所 | 隠岐郡西ノ島町大字 宇賀・別府・美田・浦郷 地内 |
| 業務概要 | 別添仕様書のとおり |
| 予定委託期間 | 令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 |
| 支払条件 | 基本契約に基づき、毎年度の委託料を12ヶ月に分割し支払う |
| 契約保証金 | 免除する |
| 入札保証金 | 免除する |
| 最低制限価格 | 設定しない |

3. 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足する者であること。

| | |
|--------|---|
| 配置技術者等 | <p>1 運行管理の責任者 次のいずれかの要件を満たす者を配置できること ア 運行管理者資格者証の交付を受けている者 イ 運行管理者試験の受験資格を有する者 ウ 安全運転管理者の要件を備える者</p> <p>2 整備管理の責任者 次の要件を満たす者を配置できること ア 道路運送車両法施行規則第31条の4に定める整備管理者の資格を満たす者</p> <p>3 運転者 次のいずれかの要件を満たす者を配置できること</p> |
|--------|---|

| | |
|----------|--|
| | <p>ア 第二種運転免許を保有する者</p> <p>イ 第一種運転免許を保有する者で交通空白地有償運送等運転者講習を受講している者</p> <p>なお、落札後において、配置予定技術者の配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p> |
| 経費内訳書の提出 | <p>1 入札書の提出に併せて、経費内訳書を提出すること。</p> <p>2 内訳書の提出のない者の入札は無効とする。</p> <p>3 内訳書については、細目別内訳書（費目・工種・種別等ごとの科目を構成する細目について、その緒元、数量、単価及び金額を記載したもの）まで作成すること。</p> <p>4 内訳書の合計金額は、1回目の入札金額と一致すること。</p> <p>5 値引き処理や端数調整・端数処理はしないこと。</p> |
| その他 | <p>1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>2 県税、市町村税の滞納がないこと。</p> <p>3 公告の日から入札日までに、西ノ島町が行う建設工事等の請負又は物品の製造及び売買に係る入札について、入札参加資格指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>4 島根県内に事業所を有すること。</p> |

4. 競争参加資格の手続き等に関する事項

(1) 提出する書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる申請書等を提出しなければならない。

期限までに申請書等を提出しない者は、本件業務の入札に参加することができない。

| | |
|------|---|
| 申請書等 | <p>1 申請書類等</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 登記簿謄本（法人である場合）</p> <p>(3) 配置技術者届（様式第2号）</p> <p>・資格が確認できる資格証等の写しを添付すること</p> <p>(4) 納税証明書（島根県及び県内の事業所の所在する市町村の発行するもの）</p> |
|------|---|

(2) 申請書等提出期間

| | |
|-----------|--|
| 申請書等提出期間 | 令和8年2月24日（火）から令和8年3月6日（金）まで |
| 競争参加資格の確認 | 競争参加資格の確認は提出締切期日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月13日（金）までに通知する。 |

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は西ノ島町ホームページよりダウンロードすること。

(4) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は、競争参加資格審査の結果を通知された日の翌日から起算して7日以内（休日を

含まない。)に書面を記1の担当部局へ持参又は郵送(必着)して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に書面で回答するものとする。

5. 設計図書等の閲覧

| | |
|---------|---|
| 閲覧期間 | 参加資格が確認できたものから随時に電子媒体にてデータ提供を行うものとし、データ受領の日から開札の直前までとする その電子媒体は入札直前に担当部局に返却するものとする |
| 閲覧できる資料 | 仕様書、契約書(案) |

6. 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、設計図書に関する質問書(様式第3号)により記1の担当部局へ電子メールにより提出するものとする。

| | |
|------|---------------------------------|
| 提出期限 | 令和8年3月16日(月) 17時まで |
| 回答 | 令和8年3月23日(月) までに電子メール又はFAXにて行う。 |

7. 入札方法及び落札者の決定等

| | |
|----------------|--|
| 入札及び開札の日時および場所 | 1 日 時: 令和8年3月31日(火) 14時00分 2 場 所: 西ノ島町役場多目的会議室 3 その他: 郵便による入札は認めない。 また、入札資格がある旨の通知を受けた後、応札を取りやめる場合は入札辞退届(様式第4号)を必ず提出すること。 |
| 入札の方法 | 1 入札者(入札権限等を委任された代理人(以下「受任者」という。)を含む。)は、入札書(様式第5号)を入札件名、商号又は名称、職・氏名を記入した封筒に入れること。 2 入札者は、本件業務に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。 3 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 4 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。 5 入札は、入札者及び西ノ島町教育委員会教育課職員を立ち合わせて行う。 6 入札者は、入札時刻後において入札会場に入場することはできない。 7 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退場することができない。 8 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。 |

| | |
|----------|--|
| 代理人による入札 | <p>1 代理人による入札をする場合には、入札時まで委任状（様式第6号）を提出しなければならない。</p> <p>2 入札者又はその代理人は、本件業務に係る入札について、他の代理人を兼ねることができない。</p> |
| 再度入札 | <p>1 第1回入札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内での価格の入札がない場合は、当該開札の終了後直ちに再度入札を行う。再度入札は2回まで行う（合計3回）。</p> <p>2 入札者のうち再度入札に参加しない者は、開札の場所を退場しなければならない。</p> |
| 入札の取止め | <p>1 財務規則第90条の4に定める事由が生じたときは、入札を取止める。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。</p> |
| 入札の無効 | <p>1 財務規則第90条の2各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札は無効とする。</p> |
| 落札者の決定方法 | <p>1 財務規則第88条第1項に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>2 再度入札を行った場合でも落札者がいない場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と随意契約の交渉を行う。ただし、この場合でも予定価格は変更しない。</p> <p>3 落札者が決定したときは、財務規則第91条の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。</p> |

8. 契約の方法

財務規則第91条の規定による落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結する。

9. その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他詳細不明の点については、記1の担当部局に照会すること。